

仕 様 書

1 委託業務名

「まちなかでのスポーツを通じた子育て支援」に係る事業企画・運営等業務

2 業務の目的及び募集趣旨

本市の人口動態は、結婚・子育て期や就職期の若い世代の転出が顕著となっており、減少局面となっている。一方、下京区においては、人口は微増状態ではあるが、特に、子育て期の人口を引き続き維持したいと考えている。

本業務は、「子どもたちが身近にスポーツを楽しむ機会の創出」や「地域への愛着の醸成」、「子育て世代のコミュニティ形成」を図り、『子育てに魅力のある下京区』を発信することで、子育て期等の定住促進の推進を図ることを目的としており、これを効率的かつ効果的に遂行するため、事業企画・運営業務を委託するものである。

3 委託業務の内容

事業目的達成のためには、行政のみならず、民間のアイデアやノウハウを生かしながら取り組むことが効果的と考えられることから、ラウンドテーブル（立場の異なる複数人で、自由にアイデア出し・意見交換ができる場）をつくり、そこで整理した課題等を基にしたプロジェクトを企画・立案し、実証実験を行い、効果的な取組を創出する必要がある。そこで、次の3つの業務を委託する。

(1) ラウンドテーブルの運営

事業目的達成のため、下京区役所が事前に指定する者等（下京区内に所在する児童館関係者、企業、その他受託者がプロジェクト実施に当たり意見交換に必要と考える事業者等を想定）から意見聴取し、具体的なプロジェクトを実施するための会議運営を行う。ラウンドテーブルでのアイデア出しの促進につながる参加者の提案は、加点要素とする。本事業の実施に当たっては、以下の役割を担う人材を置くこと。

ア ラウンドテーブルの事前準備

- ・ 会場の選定、会場の設営、照明・音響・映像機器等の手配
- ・ 必要に応じ、発注者が指示する資料の印刷、封入、運搬
- ・ 運営に係る関係者・ラウンドテーブル参加者との連絡、調整等

イ 運営関係

- ・ 受付・誘導、資料の配布
- ・ 必要に応じ茶菓等の準備
- ・ 会議開催ごとの議事録作成
- ・ 各種経費の支払い

(2) プロジェクト案の実証実験

3(1)で聴取した意見を基に下京区役所やラウンドテーブル参加者とともに具体プロジェクト案の立案を行い、実証実験を実施する。

事業の提案に当たっては、提案者が想定する実証実験の案を提案書に記載すること（ただし、実証実験は3(1)で聴取した意見を基に具体化を行うため、本提案の事業をそのまま実施するものではない点に留意すること。）。

(3) 実証実験結果等の分析及び報告

ア 3(2)で実施したプロジェクトの実施結果等の分析を行うため、参加者からのアンケートを実施し、その分析を行うこと（アンケートの実施方法等は問わない。）。

イ 上記アンケート結果等を基に、報告会を公開で行う（報告に当たっては会議、講演形式に関わらず、報告会に準ずるものであればイベント実施等、形式は問わない。）。

4 スケジュール

本委託業務は、概ね次のスケジュールにより実施する。ただし、発注者と協議して進めること。

- ・ 契約後～ 仕様に基づく事業内容の検討
- ・ 5月上旬 第1回ラウンドテーブル（目的共有、課題提示、プロジェクト案検討）
- ・ 5月中旬 第2回ラウンドテーブル（プロジェクト案検討）
- ・ 6月～2月 実証実験
- ・ 3月 報告会

5 提出物

(1) 次に掲げるものは、作成後、速やかに提出すること。

ア ラウンドテーブル等会議運営に係る資料
書面及び電子データ（本市含む出席者数を当日まで）

イ ラウンドテーブル等会議実施報告書（議事録、記録写真含む。）
電子データ（各会議終了後2週間以内）

(2) 受託者は本業務終了後速やかに、以下の資料を本市に提出すること。

ア 事業完了届出書 1部
イ 実績報告書 1部
ウ 本業務で取得又は作成した資料 1式
エ 請求書 1部
オ （必要な場合）振込依頼書 1部

(3) 本業務で取得又は作成した資料のデータは、Microsoft Office Word、Excel及びPowerPoint等で閲覧及び編集が可能な形式で提出すること。

6 支払方法等

委託料は、原則として業務完了後に支払うこととする。ただし、受託者との協議等により、事前に一定額を支払う「概算払い」を行う場合がある。

なお、契約金額には、本業務において発生する付帯作業にかかる費用をすべて含むものとし、追加費用は一切請求できない。

7 本業務を実施するうえで留意する点

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行にあたり疑義が生じたときは本市と受託者の間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また本業務が完了した後においても同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。また、本市との情報共有を密に行うとともに、逐次協議しながら進めること。